

青森県報

第四千四百七十七号

平成三十年
七月十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…(道 路 課) ……一
 - 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
 - 道路の供用の開始……………(同) ……二
 - 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(港湾空港課) ……二
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域 県 民 局) ……三
 - 右 同……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(東青地域 県 民 局) ……四
- 正 誤
- 平成二十八年三月二十五日号外第二十五号規則中……………(障害福祉課) ……四

告

示

青森県告示第五百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	同行援護	ニチイケアセンターつがる市木造有楽町三二の二	平成三〇・四・三〇

青森県告示第五百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	中野脳神経外科・総合内科クリニック	青森市大字石江字高間一〇五の三	平成三〇・六・三〇
変更後		青森市石江四丁目四の三	

変更前	青森市大字石江字高間一〇五の四
変更後	青森市石江四丁目四の二
〃	

青森県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国	道	三三九号	五所川原市金木町中柏木鑑石五〇の一〇から五所川原市金木町中柏木鑑石五三の一まで	後	前	二四・八〇メートルから四〇・八〇メートルまで	七〇・五〇メートル	

青森県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年八月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道三三九号	五所川原市大字毘沙門字西中久保一二八の一から五所川原市金木町中柏木鑑石五四の六まで	平成三〇・七・一八

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年八月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年六月二十五日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東青地域県民局地域整備部及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月十八日

小湊港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字間木五一の三、五一の五、五一の九、五一の八、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、二八の二及び二七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 安井崎灯台（北緯四〇度五七分三九秒二六、東経一四〇度五八分五〇秒七）から一八四度五四分三〇秒 一、〇三四・〇一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一一〇度四八分三〇秒 九・七七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 二〇〇度四八分一八秒 九三・五〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 二九〇度四八分三四秒 一〇・九七〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一九度三七分一八秒 三〇・二三六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一八度四九分〇四秒 四五・八六六メートルの地点

3 面積

一、一〇九・一〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字間木五一の二、五一の三、五一の五、五一の九、五一の八、九九、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、二八の二及び二七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 安井崎灯台（北緯四〇度五七分三九秒二六、東経一四〇度五八分五〇秒七）から一八四度三四分一九秒 一、〇二二・二二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一一〇度四八分二二秒 三一・三七四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 二〇〇度四八分二二秒 一一六・八〇九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 二九〇度四八分二〇秒 三四・八九五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一九度四九分二〇秒 四五・八六六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一八度四九分二〇秒 四五・八六六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 二九〇度四八分二〇秒 三四・八九五メートルの地点

3 面積

四、一五一・二二平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社葵工業
- 二 代表者の氏名 齋藤貴之
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字菅谷地一〇三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一二〇六八号
- 五 取消年月日 平成三十年七月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 機械器具設置工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 あさざか建材工業株式会社
- 二 代表者の氏名 浅坂浩之
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目二〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第三〇〇五二七号
- 五 取消年月日 平成三十年七月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行年月日 平成三十一年七月十八日 号外第二五号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
規則	第一三三号	六	上	八	青森県身体障害者福祉法施行規則	青森県身体障害者福祉法施行細則	

障 害 福 祉 課

出 先 機 関

土地改良事業の完了

南沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年七月十八日

東青地域県民局長 柏 木 司

- 一 県営土地改良事業の名称
南沢地区農地整備事業(経営体育成型)
- 二 工事完了年月日
平成三十年一月十八日

正 誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭